

鳥取県告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更を平成25年1月25日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成25年1月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治